

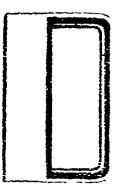
内務省



保安機例ニ關スル資料

規格 B. 5

192



目 次

- 一、保安條例 上諭及條文
- 二、警視廳史稿記事
- 三、日本警察史記舉
- 四、清浦伯警察回顧錄記事
- 五、保安條例方四條の實施（明治二十年東日記舉）
- 六、保安條例の發布と騒然たる社會（同時事新報記事）
- 七、退去を命ぜられた主なる人々（近代日本史）
- 八、片岡健吉等保安條例に關する（近代日本史）
- 九、保安條例廢止經過

保 安 條 例

勅令

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ民臣ノ幸福ヲ保護スル
爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ載
可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 山縣有朋
司法大臣 伯爵 山田義謙

勅令第六十七號

保 安 條 例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上三
年以下ノ懲役ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁
及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ
集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯結通緝ヲ阻遏スル爲ニ必
要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル
者、罰前項ニ同シ

第二條 屋外集會又ハ群集ハ豫メ許可フ經タルト否トヲ問ハス
奉官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルヨトヲ得其命令ニ述
フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢フ助ケタル者ハ三月以上
三年以下ノ經禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其附
和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ本

卷之二

第三條 内亂ヲ陰謀シ又ハ參謀シヘ
テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ
依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收ス
ベシ印刷者ハ其情ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ルルコ

トヲ得ス

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時限ヲ限り退去ヲ命シ、三年以内同一ノ頭陸内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

前次ハ、前都合、誠に、ノリヤギ、輸

此次ハ、前都合、誠に、ノリヤギ、輸

前次ハ、前都合、誠に、ノリヤギ、輸

123

三、特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クハ外自他ノ銃火薬刀劍仕込杖ノ類縛テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

三、特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外自他ノ
銃火薬刀劍仕込杖ノ類縛テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事
四、旅人ノ出入ヲ検査シ、旅參ノ制ヲ設クル事
第六條 前條ノ命令ニ對スル違犯者ハ一月以上二年以下ノ懲役
又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法
律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷

2

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

內務省

書院圖史稿 上巻（五五七頁）

保安條例

二十五日保安條例フ執行シ中島信行尾崎行雄島本仲道林有造星

亭等四百七十餘名ヲ皇居三里外ニ追放ス
是ヨリ先キ高知縣士族片岡健吉宮地茂春等其黨ト謀リ現内閣フ

傾動セント欲シ言論集會出版ノ自由及ヒ地租減輕等ノ諸願ヲ以
テ口實トナシ縣民ヲ煽動シ封事ヲ携ヘテ上京シ之ヲ内閣ニ呈シ
且言論集會出版ノ自由ヲ得ヘキト地租ノ減セサル可ラサルトフ
以テ天下ニ號呼ス各地方奔走好名ノ徒蜂起シテ之ニ應シ先ツ學
フテ健吉等ノ聲ニ倣ヒ陸續相提携シテ部下ニ鳥集シ或ハ元老院

卷之三

卷之三

ニ達白シ或ハ大臣ノ門ヲ叩テ執奏ヲ促シ若クハ其非ヲ擧ケテ辭職ヲ勧告シ傍ヲ集會ニ新聞ニ瀆リニ危激ノ言論ヲ爲シテ人心ヲ鼓舞シ力メテ上下ノ闇黴ヲ謀ル又其率ニル所無頗壯年ノ輩ヲ指嗾シテ大臣ヲ脅迫セシメ或ハ之ヲ遠ニ要シテ暴行ヲ加ヘ又ハ兇器ヲ携ヘ公園ニ屯集シテ威儀ヲ示シ偶々警察官ノ之ヲ制スルアレハ之ニ暴行ヲ加フル等粗暴危激一ニシテ足ラス其隠行醜態ニシテ測ル可ラサルモノアリ故ニ飛語アリ此輩大事ヲ金ル所アリト府下物論嘗々人心尙然定ラス時ノ總督三島通庸決然此輩ヲ處分シ聲下ヲ一掃シ休安ニ至ラシメンコトヲ内閣ニ痛論ス此後迅雷一發驟震ヲ排除シ天曠開泰都下肅然タリ是日保安條例ヲ制定發布ス本條例ハ大政ノ進路ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スル力爲

ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ以テ設定セシモノニシ

テ其大要ハ祕密ノ結社集會フ禁止シ又屋外ノ集會及ビ群集ハ其許可ヲ經ルト否トフ間ハス警察官之フ禁止スヘキフ認ルトキハ住居シ若クハ寄留スル者ニシテ内亂フ陰謀シ或ハ教唆シ或ハ治安フ妨害スルノ虞アリト認ルトキハ警視總監地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日若クハ時間フ限リテ退去フ命令シ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿若クハ住居スルフ禁スルコトヲ得又人心ノ動亂ニ由リ或ハ内亂ノ豫備或ハ陰謀フ爲ス者アルニ由リ治安フ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ其一地方ニ令シテ警察官ノ許可アルニ非レハ集會スルコトヲ禁シ警察官ノ檢閲フ經サレハ

新聞及ヒ其他印刷物ヲ發行スルヨトフ禁シ及ヒ官廳ノ許可アル
ニ非レハ銃器刀劍火薬等ヲ携帶運搬販賣スルフ禁シ又旅人ノ出
入ヲ検査シ旅券ノ調査設ルコトヲ得セシム而シテ此條例ニ違犯
スル者ハ其罰額重各々差アリト爲ス 勅令第六十七號

二十四年一月十三日參照

當時藩閥政府攻撃の火の手は一層激烈を加へて参りますし、又中には頗る急躁過激な手段を以て事を圖り聲教の下に集ると云ふやうな、實に其形勢の險惡危急なるものがあつたのでござります。そこで之に對する方策を樹てるが爲に彼の保安條例なるものが發布せられたのでござります。此條例は長いものでありましたが、其内皇居を去る三里以内の地に居住する者にして内亂を陰謀し又は教唆し若くは治安を妨害するの處ありと認むるとまは地方長官は東京は警視総監——主務大臣の認可を得て退去を命じ三年以内同一の地域内に出入居するを禁ずることを得る、斯う定められ

保 安 條 例 (警察回顧錄 自六二頁 至六五頁)

清浦伯

內
經
卷

卷之三

たのでござります。當時此保安條例の制定に際しましては、此用部内に於ても其得失に付ては賛否の議論が頗る激しかつたのでござります。結局治安を維持する爲には勢ひ己むを得ざる凶機の處置であると云ふことに一決いたして發布を見るに至つたのでござります。最初には山縣公などは江戸御構ひの案と言つて居られた山縣内務大臣が拙者に與へられたる書簡は左の通りで山縣大臣自身にも良策とは思はれぬ様であつた。但勢己むを得ざるものと決心せられたのであつた。

一昨日概略遂側相談候一事即江戸御構云々最頑固なる隠處の節
いかが修正相成候や一兩日中に内決致度草按出來候はゞ被差越
度貴意に反対の説故些と御取調苦布儀も可有之候得共奉急候間

無據及舊傳俱宜一考

凡用一

不

など、云ふ手紙を送られ、今に持つて居るやうな次第であります。それから條例となつて出る時には、最初退去條例と云ふ名であつた。退去條例と云ふのは如何にも露骨なりと云ふので、井上毅と云ふ人の意見で、治安を維持する爲の法律であるから保安條例と致すが權かであらうと云ふことで、保安條例と云ふことになつた。其退去を命ぜられたる者は約三百五六十名もあつたかと記憶いたして居ります。而して其内容の重なる人々は星亭・林有造・

卷之三

卷之三

11

中島信行・片岡健吉・尾崎行雄・中江嘉介など、立派な演説家たちが、切論を重なるものであつたのでござります。

三國志の文庫としての書

三島總監たる三島通庸氏が其衝に當つたのであります。多數混雜の際であつたからして、過去を命ぜられた人々の中には隨分間違もあつて、意外なる憎讐を惹起したこと也有つたのでござります。中には伊藤總理大臣の所へ直々に抗議に詰めかける者もあつたと云ふやうなことで、そこで伊藤總理も非常に驚いて、或る自分が何の便つて居られる人——此人は今でも健在して居りますが、其人を以て警視總監に其旨を傳へられた所が、三島總監は烈火の如くに憤怒して斯る場合に於てかれこれ抗議を申込む者があるから

と云つて中途で内閣の方針がぐら付くやうでは、自分として諒観
總監の職務は勤まらぬから辭職すると云ふやうな事で、辭表を提出
出せられたことなどもあつたのでございますが、之に付ても色々
面倒な話もありますかなれども、是はこゝで御話することは先づ
差控へて置かうと思ひます。當時は全く戒嚴令でも布かれたやう
な有様であつたが、政黨論でも是は政府が秦の始皇時代の李斯と
云ふ人が逐客の令を以て處士を追ひ拂ふた様なものであるとか、
或は水鳥の羽音を嫌いてびっくりして駄いだ平家の公遠を學んだ
ものなど、云ふやうなことで、嘲つたやうなこともあります。
併し政府の断行の結果、警戒の下の政界は漸く静謐に歸したやう
なことです。

卷之三

卷之三

保安條例第四條の實施 明治二十年十二月二十八日施行 東京日新報所載

するの處ある者と見認められし人々を皇居を距る三里以外の地に
退去せしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れゝ手分して拘
立に着手せられたり（此日は前號にも記せし如く府下各警察署半
數の巡査は芝公園の瀬生社の忘年會に參集せしが午後三時頃俄に
總員引揚となり蹕署するが否や同日の非番巡査をも呼上に成り此
事に着手せられしなりと云ふ。）其中首立たる人々は星亭（三年
林有造（三年）中島信之（三年）島本仲道（三年）尾崎行雄（三
年）片岡健吉（二年半）を申候されしが不服にて目下審視廳（拘
置）山本與彦（高知二年半同上）宮地茂春（高知二年半同上）な

りしが承服に付送出さる）竹内綱（二年半）中江篤介（二年半）
吉田正春（二年半）坂崎誠（二年半）廣瀬正獻（二年半）安藤清
秀（高知二年半）横山又吉（高知二年半）山田泰造（二年）和田
裕（高知二年）川島烈之助（茨城一年半）の諸氏にて又南波登
發、柳井藤吉、長田房太郎、庄司徳三郎の人々は拘立になり（或
は云ふ何れも一年半なるべしと）楠目馬太郎氏は引致拘置中との
事なり。其餘退去を命ぜられしは一昨夕より昨日午後迄に總員三
百餘人と聞えしが此人々の住宅は皆警官（被處分者一人に付巡查
二名宛）、が出現して右退去の旨を申渡され（居宅ある者は一週
間内寄過者は即刻）其場に承服の向は直様附添て（或は云ふ派出
所送り）新橋上野兩停車場若しくは品川新橋板橋千住等へ送り附

け、見掛けの上にて署せられ或は其旨立の筋に依りては警察署へ引連れらるゝ例もあり、又此中には放免となりし者もあり中にて尤も不服を言ひ或は理由を聞かん杯云ふ者をば皆審視廳へ差連されたるなりと云ふ。而して府下中、京橋、本郷、小川町、愛宕町の四署管内には下宿屋敷も多きに付他の警察署より應接の巡査を差遣されたる程なりとか、又吉原に退廻したる警官も數十名あり、同所にて處分を受けたる人々は舊辨護にて五名、其外併て數十名の多きに及びたり。又又退去者の中過半は横濱へ引取りたるが、一新橋停車場は終日非常に混雑せり。豫て東京神奈川間に打合せの有りしと見え、午前十一時三十分横濱着の汽車に乗りたる被處分者三十名が列車の口を出るが否や停車場に待設けたる巡査は

押取卷て横濱警察署に連れ往きたり。一午後二時十五分着の汽車にて同様なりしと云ふ。其中には山内一正（板垣伯の執事）中西辰猪、片岡恒二郎等の人々あり現に午後二時二十分迄同署内に百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅籠屋に休憩する者もあり、其難者は中々容易の事に非ず、又同港には足を踏めざる都合にや昨日出帆すべき郵船の時刻を延引し此の被處分者を乗組する様其筋より命令ありしと聞く又右に付波戸場邊の警衛もいと嚴重なりとの報あり。

○右につき警視廳は一昨日より職員を折半して半數宿直との事なり（同夜より徹夜）又外勤部諸所へは各警察署より最も壯健なる警部巡査を繰り立て詰合せらる一或は云ふ此等の事件に付本年は

同艦の休暇なしと、又曰く昨日に限り同艦留置場の乗入人物を禁ぜられたりしとか（又陸軍省も同夜戦に宿直を増され憲兵隊にても十分に非常を警められ、東京始審裁判所の検事局諫察局にても一昨夜來徹夜にて同艦例に聞する手續を取調べらる。況んや警保局に於てをや、終夜絶えず警視廳と往復して其執行を打合せらる。斯く官衙は非常の混雜を極めたれども、市中は至つて平穡にて人々は皆歌舞の聲みに暇なく、斯る非常の騒動の有るや無しや一向聞知せざる者の如くにて掛取り其他に市街を奔走するのみなりき）

（下略）

保安條例の發布と驟然たる社會（明治二十年十二月二十八日）
 昨日の時事新報に掲載せし如く保安條例は去二十五日の日附を
 以て其翌二十六日全國に發布し、その發布の當日より施行すると
 の事にて其第四條に據れば、皇居又は行在所を距る三里以内の地
 に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は教唆し又は治安を
 妨害するの虞ありと認むるときは、警視總監又は地方長官は内務
 大臣の認可を經、期日又は住居を禁ずる事を得云々とありて、東京府
 距離内に出入寄宿又は住居を禁ずる事を得云々とありて、東京府
 内にては第一着に此箇條を施行し今尚ほ實行しつゝある眞最中に
 て、是迄當に政治を談じ又週年有志總代などと稱し諸縣より集り

来る日星しき者は、概ね治安を妨害するの虞あるものと認められ、一昨二十六日夜より、續々最寄りの警察署に引致せられ、即日即刻退去の厳命を被むりしものあり。又或は何日何時までと期限を極められて退去を命ぜられたる者もあり猶ほ未だ署内に拘留せられ居る者もあり。その混雜は一方ならず、柳田小川町警察署のみにても一昨夜より昨日に掛け二百十餘名、京橋警察署のみにても八十餘名、愛宕警察署にても百十餘名、其他喝洩しやら未だ收調べ中やらにて、精審なる人數は分り難ねたれど、その總數は凡そ一千餘名もあらんとの暉なり。隨て警部巡査の往來織るが如く是迄引致せられたる有志者の家元又は旅宿は、豫て分り居たることゆへ巡査は夜半黎明の嫌なく、直ちにその旅館に向ひ先づ召喚狀

を示し、その管轄警察署に同道し尋り聞くその場にて、何日何時
眠り退去を命ず云々と告渡せし以上は、一人の退去者は大抵二人
宛の巡査を附けて之を監督せしめ、即日即時の退去を命ぜられた
る者は、その當旅館に歸りて荷物を片付け行李の整ふや否や巡査
附添の上、直ちに退去者の望む地方に向つて管轄外まで護送し到
る始末なれども、何と申すも一時に幾百名といふ人數を送り出す
事ゆえ、停車場その他諸街道の騒ぎは容易ならず、道路見る物堵
の如く、目迎目送して何故かと唯感觸を起すのみ、是は尤も地方
より上京して一時止宿したる者の退去なれども、東京に家もあり
家族もありて同じく退去を命ぜられたる人々は、大抵何日何時ま
でと數日間の猶豫を與へ、萬端支度を爲さしむれども晝夜巡査附

添ひて、門戸の出入も最も嚴重なれば親戚の情話に時を移すこと能す、過去を命ぜられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方に、命ずる警察署の手配りは日頃に倍し警備嚴重、孰れの署にも門内には數十名の巡査兩列に相駆びその署間に従ひては、甲署より乙署に臨時補助を與ふる向もあり、中にも警察本署にては外勤の警部巡査四十餘名を宿直せしめ、小川町、京橋等の警察署にては深夜に至る迄特務巡査を管内の止宿所に出張せしめて當夜の宿泊人を取調べる杯、徹夜の働きに一昨夜より昨日午後三時迄には、荒方取片付の手書なりしと聞きたれど、此所に十人被所に二十人と退去者のあるに従つて、亦々之に倍する監督巡査を要すること故、後には手も引き足らず、甲所を済して乙所に向ふに時を移

過去を命ぜられたる上からは一通の書面も、一應巡査の検閲を経ざれば發する事ならぬとの旋にて、檢閲せらるゝ人よりする人の手數なか〳〵にて、去りとは又能く手の行届きたる者なりと、惜父事の起りは一昨二十六日午後一時より、今度新築の芝公園瑞生社に於て警官の忘年會を開き、三島警視廳總監を始め、各警察署長並に警部巡査等一同集會し、酒肴の饗宴談笑悠然たるその内にも總監及び各警察署長は二時二十分頃、俄然その場を引上げ、一同打擗ひて警視廳内に會議を開き、散會したるは夕方にて、間もなく各署とも執行の手配を爲し、前上の如き大引致を始めたるものなり。

前項の始末にて一昨二十六日の夜より二十七日へ掛けては、府下到る所にて巡査附添ひにて壯士を送り出す、其の街道は北に南に各々思ひ／＼なれども、最も多かりしは鐵道に依つて横濱に送られたる壯士にて、新橋停車場は一時壯士と巡査とにて充滿し、一群一隊、發車毎に壯士の乗組むもの數十名巡査護送の數之に合ふて、横濱停車場までは同車し、爰に始めて横濱警察署の巡査に引渡したりと云ふ。又府下六大橋には最寄警察署の巡査立番して、一々京を離れて郷里に向ふ壯士の姓名を尋問し、夫々傳送したる由、又斯る多くの壯士中には切りに不服を唱へ、命令に違背せし向も數十名あつて、孰れも警視廳第二局に拘引せられたるよし。

(明治二十年十二月二十八日記載四四一)

過去を命ぜられた主なる人々（近代日本史）

星亨（三年）林有達（同上）中島信行（同上）島本伸道（同上）
 尾崎行雄（同上）片岡健吉（二年半）竹内綱（同上）中江鷹介（
 同上）吉田正春（同上）坂崎武（同上）横山父吉（同上）休包明
 （二年半）山藤七助（同上）吉田精策（同上）鍋井亨治（同上）京
 都人・齊藤自治夫（同上千葉人）草刈規明（同上）宮城人・吉田升
 道（同上）鶴鳴人・八木原繁社（同上）新潟人・日榮重興（同上）福島
 人・西山志道（同上）高知人・伊藤圭介（同上）岩手人・相馬幹（同
 上）京都人・加藤貞盟（二年新潟人）刈畠伸輔（同上）福島人・鹿野
 譲二郎（同上）山形人・備前尾太郎（同上）高知人・山田兼造（同上）
 和田恒清（同上）川島烈之助（一年半）山田勇治（一年岩手人）

山田島吉（一年千葉人）宇野文助（岡上安城人）高野聯三（岡上千葉人）三輪正輔（岡上福島人）平川健輔（岡上長崎人）久米弘行（岡上末津）雨波豊綱（岡上廣島人）島本佐一郎（岡上萬知人）神山亮（岡上山梨人）今村鶴（岡上新潟人）八木原長治（岡上新潟人）西湖義城（岡上新潟人）西邊幸馬（岡上鶴知人）昌嶽政雄（岡上兵庫人）亦屋勝雄（岡上縣本人）賀方道親（岡上長崎人）森進介（岡上長崎人）關田下學（岡上縣本人）柳井盛吉（岡上兵庫人）

其の二十六日の夜より二十八日に至るまで、過去連計五百七十人の多きを加へ、計画者は二十四時以内に退去を命じ、住居者は十二月三十一日を限り退去を命じ、正岡よりの大彈壓を下した。

片岡健吉等保安條例に關する（近代日本史）

片岡健吉、坂本直寛等高知縣有志總代の任を負ひ三大事件の達白書を携へ同行數十名、上京して芝繁房町の金虎閣に止宿してゐたところ、保安條例の發布に遭ひ警察に召喚されて退去を命ぜられた。然るに片岡等抗辯して曰く「余等をして一國人の資格を以て上京せるものならしめば、謹て命令を奉承すべしと雖も余等八萬有餘人の總代にして、其總署を變するや固く同志に約するに、専も粗暴詭激の舉動を爲すことなく順正着實の方法を以て、諸君の意図を貫徹するに盡力すべきを以てせり。然るに今諭に依て京城を退去せば、是則ち同志の委託に背て内亂を隠謀し、若くは治安を妨害するの企を爲したる事を自認するなり。苟も此の如くな

らば、何の顔色あつてか故郷の同志に對せん、故に今退去を命ぜざるべからざる所以の證據を得るにあらずんば、命に應ずる體はず」と、固く退去の命に背きたるを以て、遂に該條例第四條の間ふ所となり、翌二十七日片岡健吉、坂本直寛、武市安哉、今村彌太郎、西山志澄、山本幸彦、澤本備彌太の七氏は輕禁錮二年六月監視二年前田岩吉は同二年八月監視二年、黒岩正伴、細川義昌は同二年監視二年、磯淵幸馬は同一年六月監視二年に處せらる。是を聞て幾きに退去の命を奉じ直に横濱に退去せし、該惣代中の二人安藤清香、黒岩一二等は「諸先輩にして既に此の如し、吾輩何ぞ獨り徒歸して惣黨朋友に對するを得んや」として三十日夜再び上京して更めて退去せざる旨を申立てたるに、即刻拘留更に一懲

取調の上同夜輕罪裁判所に於て、各輕禁錮三年監視三年の宣告を受くるに至つた。

(明治二十年記載五五)

保安條例制定廢止経過

一 制 定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラ
レ、同日ヨリ施行セラル

二 廢止経過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ガ提出セラレ衆議院之

ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

同院ニ於テハ保安條例廢止ハ未ダ時機早シト認メ、衆議院ヨリ提出アリタル爲、一應特別委員ヲ規則通り選舉シタルノミニテ審議未了。

第二帝國議會

衆議院（議員提出）

安東九革（第三帝國議會ニ於テハ野口毅外一名）ヨリ保安條例廢止法案提出セラレ、衆議院之ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

保安條例廢止案、委員ヲ各部ニ於テ選舉スルモ審議未了

第四帝國議會

衆議院（議員提出）

魚住逸治外一名ヨリ同法廢止案提出セラレ、本案ヲ可

決ス

貴族院（衆議院提出）

特別委員1選舉アリタルモ、保安條例ヲ全廢スルハ今

日ノ社會情勢、許サザル所トナレ、第二讀會ヲ開クベ

キヤ否ヤノ決ヲ採リタルモ出席者百五十中、可トスルモノ四〇、否トスルモノ百一〇ニテ廢案トナリ、結局同院ニテ否決セラル

第五
第大帝國議會

第七
第大帝國議會

衆議院 — 提案者ナク議事ニ上ラズ

第八帝國議會

衆議院 (議員提出)

徳増源太郎ヨリ同法廢止案提出セラル、同院ニ於テハ第二讀會ヲ省略シテ直ニ決議サレ多數ヲ以テ可決サル貴族院 (衆議院提出)

議長委託ニテ本案、特別審査委員ヲ九名選舉ス、同委員會ニ於テハ、同法案廢止ニ對スル賛否兩論アリタルモ採決ノ結果結局否決セラレタル旨委員長、報告アリ、一〇七對大四ヲ以テ第二讀會ハ開クベカラズトナシ、廢案トナリ、結局同院ハ之ヲ否決ス

第九帝國議會

衆議院（西村真太郎外二名提出）

前例ニ依リ讀會ヲ省略シ直ニ異議ナレト認メテ該案
確定ナス。

貴族院（衆議院提出）

議長ノ指定ニ依リ特別委員ヲ選定セシタルノミニテ
審議未了。

第十帝國議會

衆議院（政府提出
竹内正志外二名提出）

委員會ニ於テハ出席委員一致ヲ以テ可決、第一讀會

貴族院（衆議院提出）

委員付託トナリタルノミニテ審議未了

第十一帝國議會

衆議院（提案者ナク議事ニ上ラズ
貴族院）

第十二帝國議會

衆議院（金山從草提出）

同法ハ憲政ノ本旨ニ悖リ、帝國ノ体面ヲ傷ケルモノナ

ルカ故ニ此案ヲ直ニ即決セラレシコトヲ望ム旨提案者
ノ説明アリ、同院ニ於テハ讀會ヲ省略シテ直ニ本案ヲ
確定セリ。

貴族院（衆議院提出）

委員會ニ於テハ同案ヲ可決スベレトナス議員ハ僅ニ一
人デ、跡ハ皆否決シヤウト云フ意見デアツダグ。委員
長細川護成ハ一己ノ意見トシテ、近ク同法第四條第五
條ニ依ル完全ナル法律ノ制定ノハユビトナリ居レル今
日同法ヲ廢止シテモ一向差支ナレトシ主張シ、貴族院

ニ於テ初メテ一〇六對八九ヲ以テ第二讀會ニ移リ、ヨリ
續イキ第三讀會ニ於テ本案ヲ確定ト認メラレ、保寧條
例廢止法案ハ明治三十一年六月四日遂ニ兩院ヲ通過セ